

# 「積極的優生学」と自由の権利

## 遺伝子介入とロールズおよびドウォーキンの自由主義理論

藤 森 寛

(同志社大学文学部・非常勤講師)

### (和文要旨)

着床前遺伝子診断は、今日まで「自由の権利の平等な基盤」とみなされてきた「人間の自然」に介入する可能性をもつ。本稿は、「着床前診断」と「出生前診断」という二つの医療とその技術的可能性を、自由主義の観点から批判的に考察し、以下のように結論する。すなわち、人間の生命と善き生の理想の多元的理解を等しく尊重する自由主義は、一方で、妊娠中絶とこれに関連する技術の利用を個人の判断に委ね、容認する。他方、自由主義は、自由の権利の保障の観点から、遺伝子技術による人間の自然的・生物学的基盤への直接的介入に反対する。それは、両親を含む他人の意図に基づく遺伝子への技術的介入が、生まれてくる子どもの自由と自律を制限するからである。

だが、この結論を導出するために、自由の権利の平等な基盤をいかに確保できるかにつき検討する必要がある。「遺伝的宝くじ」という言い回しから明らかなように、今日、人間の自然を自由の権利の平等な基盤とみなすことはできない。そこで、自由の権利の基盤を自然権の想定に訴えることなく見出す試みの一つとして、J. ロールズの「政治的構成主義」の方法を検討する。この方法は、我々が現代社会における正義の意味について理性的に考えることで、自由な「市民」を実践理性の観念として再構成すると説明する。つまり、この方法は、自然権の想定に訴えることなく自由の権利を基礎づける。本稿は、自由の権利を自然権と解釈する R. ドウォーキンとの比較で、ロールズの自由主義理論とその正当化の方法が、人間の自然的・生物学的基盤を再び規範的に不可侵なものとする「再道徳化」の可能性をもち、遺伝子技術による介入に抗して、自由の権利を基礎づけ、保障することを明らかにする。

### (SUMMARY)

Preimplantation Genetic Diagnosis (PGD) implies the possibility of genetic intervention into the nature of man, which, until now, has been regarded as the unconditional basis of

equal liberty. This paper critically examines the medical possibilities of PGD and Prenatal Diagnosis under the perspective of liberalism and comes to a twofold conclusion. Liberalism respecting pluralistic concepts of life and life design, on the one hand, has to respect individual decisions on abortion and the application of related medical technologies. Liberalism, on the other hand, in order to protect the equal liberty of man, has to oppose any direct genetic intervention into the natural or biological foundations of man. The reason is that any genetic intervention according to parental or other plans severely restricts autonomy and liberty of the child to be born.

A major problem is the foundation of equal liberty. As the frequently used term “genetic lottery” suggests, nature can be no longer regarded as the basis of human liberty. As one attempt to find a foundation of equal liberty without resorting to natural rights this paper examines John Rawls’ method of “political constructivism”. Following Rawls, we construct a concept of “political person” attended the right of liberty as an idea of practical reason by thinking reasonable what justice means in liberal society. Hence the right of liberty is justified without presupposing natural rights. Comparing with the method of Ronald Dworkin and his attempt to interpret equal freedom as a natural right, this paper shows that Rawls’ method offers the possibility of what I call a “re-moralization” of man’s natural or biological foundations without presupposing natural rights or a concept of human nature, and provides the liberal norms necessary to protect the liberty of man against the intervention by genetic technology.

## 序

遺伝子研究と生殖医療の結合によって可能となった「着床前遺伝子診断」(preimplantation genetic diagnosis)は、人間の生命を条件付きで創造し、生存と発達の権利を診断結果に応じて与えることを意味する。すなわち、この技術は、今日まで「自由の権利の基盤」とみなされてきた「自然(nature)」、つまり人間の自然的・生物学的基盤に介入し、自由主義が保障する自由の権利とその基盤を侵害する恐れをもつ。そこで、この技術がもたらすものを、自由の権利の保障とその基礎づけの観点から考察しなくてはならない。

「着床前診断」は、遺伝性疾患の伝達の回避を望む両親に提供される。この診断においては、疾患遺伝子をもつ胚を母体に戻さない限り、「出生前診断」(prenatal diagnosis)後に決定されるはずの妊娠中絶が回避される。日本においては、1998年6月に日本産科婦人科学会が着床前診断を「重篤な遺伝性疾患に限り」容認する決定を下し<sup>1</sup>、同年12月には、鹿児島大学医学部倫理委員会が筋ジストロフィー症に関する着床前診断の実施を承認している。つまり、着床前診断は、「予防医学」の観点から、「重篤な遺伝性疾患」に限定し、これらを回避するための診断を基本に容認されている<sup>2</sup>。

だが、遺伝子技術の進展と共に、同じ予防医学の観点から、遺伝性疾患の予防を目的とした遺伝子への技術的介入に着床前技術を利用することが予想される(ESG: 37f.)。アメリカの自由主義者、ドウォーキン(Ronald Dworkin)が「いまだ青写真に過ぎないと断りつつ推測するに、我々は、「選択された遺伝的特徴をもつべく、現存の人間を胎児段階あるいはそれ以降において作り変える可能性」、つまり「神を演じる」可能性を手に入れつつある(PG: 437f; 442ff.)。

本稿は、遺伝子への技術的介入の可能性に抗して、人間の自然的・生物学的基盤を自由の権利の基盤として保護する必要があると主張する。そこで、本稿は、自由主義が「積極的優生学」を帰結するとの誤解を解き、人間の自然的・生物学的基盤を自由の権利の平等な基盤として改めて承認する必要性を説明した上で、積極的優生学に抗した自由の権利の基礎づけの可能性を明らかにする。

かくして、自由の権利の基礎づけが考察の中心になるが、第一節では、自由主義社会において人間の生命をいかに理解できるかにつき検討する。この考察は、妊娠中絶に関するドウォーキンの議論を取り上げることで、二つの「診断」に対する自由主義の立場からの回答を提示し、遺伝子技術が自由主義社会に提起する問題を明らかにする。これが自由の権利の保障とその基盤確保の問題である。この問題につきドウォーキンによる自由の権利の基礎づけを検討するのが第二節である。ドウォーキンは、人間の自然的・生物学的基盤を平等な権利の基盤と前提した上で、自由の権利を基礎づける。だが、遺伝子への技術的介入が現実的なものとなった時代に、自然を根拠に自由の権利を基礎づけることはできない。「遺伝的宝くじ」(genetic lottery)という言い回しから明らかのように、自然を平等な権利の基盤とみなす「自然権」(natural rights)の想定は、もはや説得力をもたない。そこで、自由の権利を、自然を根拠とせず基礎づけることが必要になる。この基礎づけの可能性をロールズ(John Rawls)の自由主義理論に探るのが第三節である。ロールズの理論は、

政治哲学の議論として、ここで取り上げる生命と医療の倫理の問題をその射程におくものではない。それにもかかわらず、自然権を想定せずに自由の権利を基礎づける点で、積極的優生学に抗し得る自由の権利の基礎づけを可能にする。すなわち、ロールズの自由主義理論は、自然権を想定せずに自由の権利を基礎づけた上で、基礎づけられたこの権利の保障の観点から、人間の自然的・生物学的基盤を規範的に不可侵なものとする「再道徳化」の可能性をもつ。この再道徳化の手続きを明らかにし、積極的優生学に抗した自由の権利の基礎づけの可能性を指摘するのが本稿の課題である。

## 第1節 ドウオーキンの自由主義理論における出生前診断と着床前診断

自由主義は、人間の生命の諸理解に中立的立場をとる。反対派は、アメリカの中絶論争において、胎児を自己利益とそれにとまなう権利をもつ「憲法上の人格」とする「政治的」見解を掲げた。だが、ドウオーキンはこの見解を退ける。ドウオーキンによれば、反対派も擁護派も、胎児を含む人間の生命が憲法上の人格規定を超えた「価値」を有するとみなしている。この理解は、生命が内在的価値を有し、いかなる存在論的規定によっても定義されない「神聖さ」をもつとみなすものである。神や自然の営為と人間の営為に対する敬意が、神聖さの基盤である。ここから人間の生命は、それがどのような形態であれ、すべての存在論的規定から独立に敬意と保護を受けるに値するとみなされる(LD: 84)。

そして、反対派と擁護派の対立は、生命の不可侵性に対する神や自然の貢献と人間の貢献との相対的重要性に関する見解の相違と説明される(LD: 89ff.)。「出生前診断」によって胎児の生命が極めて短いものと予想されたとしよう。反対派は、中絶という選択が、胎児の極めて短い人生よりも、生命の尊厳に対する一層深刻な「挫折」をもたらすと考える。出産という選択は、いかに短い人生であっても、神や自然の営為の一部を回復することになるからである。逆に擁護派は、出産という選択を一層悪い生命の挫折とみなす。この選択は、神や自然の営為だけでなく、関係者と子ども自身によってなされる営為も破壊することになるからである。つまり、いずれの判断も、生命の神聖さの原理をそれぞれの流儀で尊重するものである。同じく、医療や生命科学の営みが生命の価値を高める努力とみなされることは言うまでもない(PG: 452)。

ところで、ドウオーキンによれば、中絶は、合衆国憲法によって保障された思想と良心の自由のもと、個人の判断に委ねられる(LD: 26, Chapter 4, 6)。それゆえ、二つの「診断」における遺伝性疾患をもつ子どもの誕生の予防、つまり「消極的優生学」も、思想と良心

の自由のもとで個人が判断する(PG: 430ff.)<sup>3</sup>。ドウォーキンに従えば、生命の価値に関する議論は、宗教的性質をもち、自らの生命の価値と善き生の理想を決定する「倫理的価値」の多様な解釈をあらわす(LD: 154f.)。思想と良心の自由が、妊娠中絶だけでなく、尊厳死の場合にも適用される理由がこれである<sup>4</sup>。自由主義は、倫理的価値の多元性を認め、多数派の価値が少数派に強制されるのを認めない(LD: 154ff.)。中絶と尊厳死に関するドウォーキンの議論は、「権利」が「価値」に優先する自由主義の議論である。

かくして明らかなのは、自由主義が個人の判断に委ねることで妊娠中絶を認め、この容認のもと、二つの「診断」に基づく中絶、つまり「消極的優生学」を否定しないことである。だが、自由主義理論を、人間の生命の尊厳を一切認めない冷徹な理論と誤解してはならない。妊娠中絶と消極的優生学を個人の判断のもとで容認することは、人間の生命の尊厳を認めないことを意味しない。ドウォーキンのように人間の生命を「神聖さの価値」に根拠づけられないにしても、自由主義は、善き生の理想を決定する「倫理的価値」の多様な理解を権利として保障する。これは、自由主義が人間の生命とその生を尊重するからに他ならない。

だが、遺伝性疾患の予防を目的とした遺伝子への技術的介入、つまり「積極的優生学」に関して言えば、自由主義は、さまざまな見解をとる。ドイツの社会哲学者、ハーバーマス(Jürgen Habermas)は、積極的優生学の容認が自由主義の理念に反すると論じる(ESG: 86ff.)。他方、ドウォーキンは、積極的優生学を容認し、次のように問い掛ける。「ペニシリンを発明することと、ペニシリンによって治療可能な病気よりもはるかに恐ろしい病気を治療するために遺伝子操作されたクローン遺伝子を用いることの間には、一体どんな違いがあるのか。自分の子供に対して、減量や体力増強の目的で激しい運動をさせることと、同じ目的で胎児のうちに遺伝子操作をすることには、一体どんな違いがあるのか」(PG: 443)。ドウォーキンによれば、ペニシリンの発明と操作された遺伝子の使用、体力増強のために子どもに激しい運動を強いることと同じ目的で胎児の遺伝子を操作することの間には、いかなる違いもない。むしろ、「神を演じることが、一所懸命に人類という種を改善する努力を意味し、これまで長い年月にわたって神が意図的に、あるいは自然が盲目的に進化させてきたものを我々の意図的なデザインの中でさらに改善する決意を意味するなら、倫理的個人主義の第一原理はこうした努力を命じる」(PG: 452)。倫理的個人主義の第一原理は、「一度生を授けられた人間の生命は、失敗するよりも成功すべきであり、そうした生の可能性は無駄にされるよりも実現されるべきである」(PG: 448)と命じる。つまり、倫理

的個人主義の原理は、「神聖さの価値」に基づく。かくして、ドウオーキンの自由主義理論においては、遺伝子への技術的介入が容認されるだけでなく、推進されるべきとされる。もちろん、ドウオーキンは、遺伝子技術の利用に伴って生じる諸問題を考察し、その使用に一定の制約を課す。しかし、この技術の利用を拒む原理的理由は、いかなるものであれないとされる(PG: 436f; 440) <sup>5</sup>。

だが、善き生の理想の追求を自由の権利として保障する自由主義は、積極的優生学を容認しない。遺伝子への技術的介入は、この権利が前提する自由と必然性の境界線を変更し(PG: 443f.)、自らの責任において行為する「法的人格」の自己理解に影響するからである。自己の自然的・生物学的基盤が他人の意図に基づいて設計されているという事実は、個人が自らの生活を自律的営みとして理解する際の固い地盤を掘り崩す(ESG: 93f; PG: 445f.)。それゆえ、自律的に生を営む権利を保障する限り、自由主義は、積極的優生学に反対する。次節では、自由の権利の基礎づけを考察の対象とし、ドウオーキンの自由主義理論が積極的優生学に反対できない理由につき考察する。

## 第2節 ドウオーキンの自由主義理論と構成の方法

ドウオーキンによれば、「自然権」は、「平等な配慮と尊重の権利」である(JR: 176f; 182f.)。その際、この権利は、「実定法」において自由と社会的資源の割り当ての権利として具体的に解釈されているにもかかわらず、人間が「人間」(human being)として所有する権利である(JR: 182f; LM: 190f.)。自然権と実定法の相互関係において、自由と社会的資源の権利を基礎づけるのがドウオーキンの「構成主義」である。

ドウオーキンは、ロールズの反省的均衡の方法と原初状態の観念を援用して、構成の方法を説明する。ロールズの正義の原理は、善き生の理想を追求する自由を権利として保障する第一原理と、経済的・社会的格差の是正を求める権利を保障する第二原理からなる。反省的均衡の方法と原初状態の観念がこの二つの原理の基礎づけに用いられる。

「反省的均衡」(reflective equilibrium)は、我々が抱いている道徳的直観(確信)と道徳原理(正義の原理)の均衡状態である。そこで、直観を原理のもとに統一し、正当化している構築物全体が道徳理論ということになる。つまり、反省的均衡は、理論内で直観と原理が整合的に統一されている状態である。それゆえ、正義の原理を基礎づけるために、我々は直観から出発し、それを原理において統一する。だが、ドウオーキンが強調しているように、原理や直観は、我々の道徳能力に訴えるものでなくてはならない(JR: 157f;

168ff; 176f; TJ: 40ff.)。そこで、この道徳理論は、「人間本性」(human nature)に関する理解を前提し(JR: 176f; TJ: 221ff.)、この理解の提示する原理の正当化の条件が「原初状態」(original position)と解釈される。

かくして、原理の正当化のために、正当化の条件、原理、そして直観の均衡状態が探し求められる。原理が正当化の条件に適合しかつ直観を説明するのが均衡状態であるのに対して、正当化の条件も直観も説明しない場合がある。原理が均衡の解であることから、この場合には正当化の条件が訂正される。問題となるのは、原理が正当化の条件に適合するが直観を説明しない場合と、正当化の条件に適合しないが直観を説明する場合である。この二つの場合には均衡の理解が問題となるからである。

そこで、均衡の理解に関する二つのモデルがドウオーキンによって導入される(JR: 159ff.)<sup>6</sup>。「自然モデル」(natural model)は、我々の直観が独立した道徳的な客観的実在を反映しているとみなす。この場合、原理も客観的実在の反映であり、原理が我々によって「発見」されると考える。そこで、均衡に至るために、正当化の条件が修正される。これに対して、「構成モデル」(constructive model)は、直観や原理が客観的実在の記述ではなく、直観や原理に関して通常の意味での真偽を争えないと考える。このモデルでは、原理が我々によって構成され、正当化の条件と一致しない場合には、直観が正当化の条件にあわせて修正される。

ドウオーキンによれば、ロールズの均衡の方法は、構成モデルに従って解釈されるべきである。構成モデルが倫理的価値の多元的理解を制約するのに適しているからである。すなわち、原理の正当化の条件を明確にしている点で、構成モデルは、ロールズが正義の必要条件として「公共性」を掲げた点と一致するというわけである(JR: 163, TJ: 115)。ここからドウオーキンは、ロールズの理論が「権利に基礎をおく理論」(JR: 176)であり、正当化の条件のもとで、「平等な配慮と尊重の権利」である自然権を想定すると解釈する。実際、この解釈は、ロールズが自らの理論を社会契約論の伝統に属するとした説明とも一致する(TJ: 10)。

かくして、自由と社会的資源の権利が均衡化の手続きによって正当化される。そして、この手続きにおいては、人間の自然的・生物学的基盤が、原理の正当化の条件とみなされている。しかし、ドウオーキンのように、人間の自然を権利の平等な基盤として無条件に前提できない。「遺伝的宝くじ」という言い回しによって我々の自然的・生物学的基盤が偶然の所産に過ぎないことが明らかとなった時代に、自然権の想定は、説得力をもたない。も

ちろん、かつてのように、この基盤を自らの責任の範囲を超える究極的地平とみなし、権利の平等な基盤とすることで、この基盤の保護を訴えることができる。だが、その場合には、科学が道徳的に中立化し、技術的操作の対象としたものを、自由の権利の保障の観点から再び規範的に不可侵なものとする「再道徳化」の手続きが必要になる(ESG: 46ff.)。我々が自律的生活を営み、相互に自律的に行為する法的権利の主体と自らを理解するのであれば、この権利の保障の観点から、人間の自然的・生物学的基盤を改めて規範的に不可侵なものとする必要があるのである。この再道徳化の試みをロールズの構成主義に探るのが次節の課題である。

### 第3節 ロールズの自由主義理論と構成の方法

ロールズの構成主義は、「カント的構成主義」論文で詳説される。ここでロールズは、『正義論』で言及されただけの正義の理論の「カント的解釈」(TJ: 221ff.)を展開する。『正義論』では、原初状態が原理の正当化の手続きとしてカントの定言命法に類比的に論じられ、正義の理論の「義務に基礎をおく理論」(TJ: 24ff; 222f; JR; 172)としての解釈の可能性が示されていた<sup>7</sup>。その際、この解釈がカント的な人間本性の理解を前提しているとサンデル(Michael J. Sandel)に批判されたことは、よく知られている(LLJ: Introduction, PRUS: 85ff.)<sup>8</sup>。だが、「カント的構成主義」論文では、背景理論としての人間本性の理解が放棄され、倫理的価値の多元性から成る社会とこの社会のもと、一般的正当化が可能な原理に従う「市民」が、理論構築に必要な「モデル概念」(model-conception)として提示される(KC: 307f.)。その上で、均衡化の手続きがカント的な構成の手続きと規定され、次のように説明される。「カント的構成主義は、すべての人が受け入れ得るよう適切に構成された社会的観点という見地から道徳的客観性が理解されねばならないと主張する。正義の原理を構成する手続きを離れたところには、いかなる道徳的事実もない」(KC: 307)。つまり、ドゥオーキンの「構成モデル」のように、一定の手続きが正義の原理を構成する。ここで、我々は、道徳的観点に立つことで、自己の倫理的価値に一定の手続きを優先させ、この手続きのもと、正義の原理を正当化する。すなわち、我々は、倫理的価値を追求する合理的関心に、客観的原理のもとで倫理的価値を追求する理性的関心を優先させ、正義の原理を「自律的」に正当化する。つまり、原初状態は、カントの定言命法に類比的な手続きに過ぎない。

ロールズは、続く論文、「公正としての正義—形而上学的ではなく、政治的な構想として—」の中で、人格と社会の概念が理論の背景にある自由主義社会とそこにおける市民の理解



であることを強調する(JF: 389f; 395f.)。さらに、後の『政治的リベラリズム』では、理論の主題が社会的正義であることから、「カント的構成主義」(Kantian constructivism)の方法が、「政治的構成主義」(political constructivism)と呼び改められ、次のように説明される。「我々が推測するに、この〔構成の〕手続きは、実践理性の主要な要請をすべて具体化し、それ自体実践理性の観念である社会と人格の概念とこの二つの観念との統一的関係にある実践理性の原理から、どのようにして正義の原理が導出されるかを示そうとする」(PL: 90)<sup>9</sup>。すなわち、構成の方法は、理性的かつ合理的に考え判断することが意味するものを反省することで、一般的原理が一般的に正当化されなくてはならないとする実践理性の原理を再構成し、これらの思惟と判断が主題と共に前提しているものを反省することで、実践理性の観念を再構成する。

かくして、実践理性の原理と観念によってあらわされるのは、一般的正当化が可能な原理によって「善く秩序づけられた社会」の中で、「市民」がこの原理に従って自己の善を追求するという「正義の政治的構想(political conception of justice)」である。ロールズによれば、この構想は、倫理的観点による受け入れから「独立」に正当化される(PL: 39f; 133)。倫理的価値とこれに基づく善き生の理想の追求を要求する限り、倫理的価値を信奉する者は、実践理性の観念と原理から構成されたこの構想を「理性的に拒否できない」からである。すなわち、正義の政治的構想は、倫理的価値を信奉する者が理性的である限り、倫理的観点による受け入れから独立に正当化される。つまり、この構想は「道徳的」に受け入れられる<sup>10</sup>。そこで、我々は、この構想における市民として、実践理性の原理と観念を「相互的・一般的正当化」の条件とし、正義の原理を正当化する。それゆえ、ロールズの構成主義は、実践理性の原理と観念を反省的に再構成する段階、実践理性の原理と観念を原初状態の手続きへと具体化する段階、この手続きを用いて正義の原理を構成する三段階からなる。つまり、ドゥオーキンの意味で構成的なのは、正義の原理を正当化する第三段階だけである(KG: 285f.)。

そこで、ドゥオーキンの方法と比較すれば、ロールズの構成主義は、自由主義社会のコンテキストから、「法的人格」を相互的・一般的正当化の条件として再構成する。ドゥオーキンは、正義の理論が「権利に基礎をおく理論」であり、原理の正当化の条件を自然権として前提すると解釈した。だが、ロールズの構成主義は、自由な市民を、実践理性の観念として再構成する。それゆえ、ロールズの構成主義は、人間の生命の価値や自然権の想定を必要としない。

かくして、科学が技術的操作の対象としたものを、自由の権利の保障の観点から規範的に再評価する可能性が得られる。すなわち、我々が道徳的観点に立ち、自律的生活を営む市民と自らを理解する限り、相互に自律的に行為する「法的人格」の基盤として、人間の自然的・生物学的基盤が改めて承認される。自らの倫理的価値とそれに基づく善き生の理想の尊重を要求する限り、我々は、人間の自然的・生物学的基盤を自由の権利の平等な基盤と理解し、改めて規範的に不可侵なものとするのである。その際、人間の生命の価値と人間本性に関するいかなる理解も想定しない点で、ロールズの自由主義理論が積極的優生学に門戸を開くように思われるかもしれない。しかし、これは誤解である。ロールズの理論の優れた点は、それが人間の生命の価値とその本性に関する理解を前提しない点にある。つまり、積極的優生学の可能性に反論するには、人間の生命とその本性の規定は、それがいかなるものであれ行われるべきでない。こうした規定は、その規定に基づく積極的優生学を帰結するからである。かくして、ロールズの理論は、自由の権利を保障する正義の「政治的」理論であるにもかかわらず、積極的優生学に抗し得る自由主義理論と解釈される。ロールズの正義の政治的理論は、人間の自然的・生物学的基盤を自由の権利の平等な基盤と理解し、改めて規範的に不可侵なものとする可能性をもつ。倫理的価値とそれに基づく善き生の理想が自由の権利のもとで尊重されることを望む限り、我々は、積極的優生学に反対し、人間の自然的・生物学的基盤の保護を訴えることができる。

## 結

本稿は、出生前診断と着床前診断の二つの診断技術とその技術的可能性を、自由の権利の基礎づけとその保障の観点から批判的に考察してきた。最後に、これまでの議論をまとめ、本稿の考察を終える。

自由主義は、思想と良心の自由のもとで、妊娠中絶を個人の判断に委ね、容認する。これは、自由主義が人間の生命と善き生の理解の多元性を認め、各々の理解を等しく尊重することの帰結である。それゆえ、自由主義は、二つの「診断」結果に基づく妊娠中絶も個人の判断に委ねる。つまり、自由主義は、消極的優生学を許容する。しかし、自由で独立した生を営む権利を保障する限り、自由主義は、遺伝子への技術的介入、つまり積極的優生学を認めない。

だが、自由の権利を基礎づけ、保障するために、自由主義理論は、人間の自然的・生物学的基盤を無条件に前提できない。遺伝子への技術的介入に抗するために必要なのは、遺

伝子技術によって道徳的に中立化された人間の自然的・生物学的基盤を再び規範的に不可侵なものとする再道徳化の手続きである。

本稿は、ロールズの自由主義理論とその正当化の方法を、二つの「診断」技術とその技術的可能性の問題に適用し、ドゥオーキンの方法と比較することで、この再道徳化の可能性を明らかにした。すなわち、本稿は、ロールズの構成主義が自然権を想定をせずに自由の権利を基礎づける点で、この権利の保障の観点から人間の自然的・生物学的基盤を再び規範的に不可侵なものとする再道徳化の可能性をもつことを指摘した。

本稿の中心的論点をまとめれば、以下ようになる。ドゥオーキンの方法が自由の権利の正当化の条件として自然権を想定するのに対して、ロールズの構成主義は、自由主義社会のコンテクストから正当化の条件を実践理性の観念として再構成し、この条件のもとで、「法的人格」とこの人格の自由の権利を理解する。つまり、ロールズの構成主義は、自然権の想定に訴えずに自由の権利を再構成する。もちろん、この構成主義は、自然権を想定しない点で、二つの「診断」技術と同様に人間の自然的・生物学的基盤を道徳的に中立化している。だが、この中立化は、人間の自然的・生物学的基盤をないがしろにするものではない。ロールズの構成主義と自由主義理論は、人間の生命の価値とその本性のあらゆる規定を排除することで、この規定から帰結する積極的優生学の可能性を一掃する。それゆえ、自らの責任において自律的に生を営む法的人格と自らを理解する限り、我々は、自らの自然的・生物学的基盤を、自由の権利の平等な基盤として保護し、積極的優生学に反論できる。この可能性をもたらすのが、ここで解釈されたロールズの構成の方法と自由主義理論である。

---

<sup>1</sup> 日本産科婦人科学会、「『ヒトの体外受精・胚移植の臨床応用の範囲』ならびに『着床前診断』に関する見解」、1999年7月5日改定、資料集 生命倫理と法編集委員会編、『資料集 生命と法』、太陽出版、2003年所収、168-72頁。

なお、本稿では、主要文献に関する引用註・参照註を本文中に略号と頁数によって示す。略号に関しては以下を参照のこと。

JR: Dworkin, R., Justice and Rights, in: *Taking Rights Seriously*, Cambridge, Mass., 1977, pp. 150-83.

LM: Dworkin, R., Liberalism, in: *A Matter of Principle*, Cambridge, Mass., 1985, pp. 181-204.

LD: Dworkin, R., *Life's Dominion*. An Argument about Abortion, Euthanasia, and Individual Freedom, New York: Vintage Books, 1994.

PG: Dworkin, R., Playing God: Genes, Clones, and Luck, in: *Sovereign Virtue*. The Theory and Practice of

---

Equality, Cambridge, Mass., 2000, pp. 427-52.

KG: Forst, R., *Kontexte der Gerechtigkeit*. Politische Philosophie jenseits von Liberalismus und Kommunitarismus, Frankfurt/M 1996.

ESG: Habermas, J., Auf dem Weg zu einer liberalen Eugenik? Der Streit um das ethische Selbstverständnis der Gattung, in: ders., *Die Zukunft der menschlichen Natur*, Frankfurt/M 2002, S. 34-125.

TJ: Rawls, J., *A Theory of Justice*, rev. ed., Cambridge, Mass., 1999.

KC: Rawls, J., Kantian Constructivism in Moral Theory, in: Freeman, S., ed., *Collected Papers*, Cambridge, Mass., 1999, pp. 303-58.

JF: Rawls, J., Justice as Fairness: Political not Metaphysical, in: Freeman, S., ed., *Collected Papers*, Cambridge, Mass., 1999, pp. 388-414.

PL: Rawls, J., *Political Liberalism*, New York, 1993.

LLJ: Sandel, M. J., *Liberalism and the Limits of Justice*, sec. ed., Cambridge, 1998.

PRUS: Sandel, M. J., The Procedural Republic and the Unencumbered Self, in: *Political Theory*, 12 (1984), pp.81-96.

<sup>2</sup> 神戸市灘区の大谷産婦人科医院（大谷徹朗院長）が三件の着床前診断を日本産科婦人科学会への申請なしに無断で実施していたことが、2004年2月、明らかとなった。一つは、高齢出産に伴う染色体異常の不安によるものであり、残りの二つは、男女の棲み分けを目的とするものであった。この件が明らかとなった後、日本産科婦人科学会は、大谷院長を除名処分とした。また、2004年4月には、「日本脳性まひ者協会全国青い芝の会総連合会兵庫支部」などの二団体が、大谷院長に対して「受精卵診断は障害者差別を助長する」と抗議している。この件が判明する以前は、鹿児島大学が筋ジストロフィー症を対象に、北九州市の病院が習慣性流産の防止を目的に、それぞれ同学会に着床前診断の実施を申請している。しかし、いずれも承認されなかった。その後、名古屋市立大と慶応大が筋ジストロフィー症を対象に同学会に着床前診断の実施を申請した。日本産科婦人科学会の小委員会は、2004年6月に、慶応大学の申請のみ承認した。日本産科婦人科学会は、慶応大学が申請したデュシェンヌ型筋ジストロフィー症を「重篤な遺伝性疾患」と判断したが、名古屋市立大学が申請した筋緊張性ジストロフィー症は、「重篤な遺伝性疾患」に当たらないと判断されたからである。

<sup>3</sup> 「出生前診断」における中絶の容認を障害者差別とする批判がある。日本においては、脳性麻痺者の団体「青い芝の会」が、1970年5月の神奈川県での障害児殺害事件に際して起こった減刑請願運動や1969年から1972年にかけての「優生保護法」改正の動きに対して一連の批判を行っている。この批判は、「診断」において重篤な遺伝性疾患をもつ子どもの誕生を予防することがこの子どもへの差別であると告発する。すなわち、この批判は、障害自体の肯定を要求し、その結果、障害除去のための中絶に限らず、治療を含めた一切の手段を認めない。しかし、障害の原因の除去を一切拒否するこの議論は、維持できない。障害をもたらすだけで生命を喪失しないのであればその原因の除去を一切認めないとする議論は、中絶反対派の議論と同じく問題の所在を誤解している。神聖さの思想に従えば、胎児の生命はそれがどのような形状や形態のものであれすべて敬意と保護を受けるに値するとみなされる。そして「診断」における中絶という選択は、生命の価値を尊重する一つの流儀である。それゆえ、この批判が告発するのは、負担となる障害者の拒否とい

---

う両親あるいは「世間」の発想であると解釈される。つまり、この批判は、憲法上の平等な権利を有する障害者の生き難さを社会に向けて告発するものである。神奈川県的事件や「優生保護法」改正の動き、それと連動した「青い芝の会」の批判の詳細に関しては以下の文献を参照のこと。

立岩真也、「出生前診断・選択的中絶に対する批判は何を批判するか」、生命倫理研究会生殖技術研究チーム編、1991年度生殖技術研究チーム研究報告書「出生前診断を考える」、生命倫理研究会、1992年所収、95-112頁。

- 4 ドウオーキンは、妊娠中絶の問題を取り上げる際に、この問題を「胎児の生命」の尊厳の問題として扱うのではなく、「胎児の生命を含む人間の生命」の尊厳の問題として扱う。それは、尊厳死と妊娠中絶という「生命の両端」での出来事が倫理的価値理解をめぐる同種の問題と理解されるからである。
- 5 ドウオーキンは、遺伝子技術が社会的・経済的格差に基づいて利用可能にならないよう平等に配慮すべきであると論じ、遺伝子情報の公正な利用について一定の制限が必要であるとしている。
- 6 ドウオーキンの「自然モデル」と「構成モデル」に関しては以下の先行研究がある。本稿はこの研究を参考にしている。記して感謝の意を示したい。  
石前禎幸、「ドウオーキンの『構成モデル』とその方法論的特質—法的推論の研究（3）—」、明治大学大学院紀要、20巻1号、1983年所収、1-15頁。
- 7 正義の理論における「権利に基礎をおく理論」と「義務に基礎をおく理論」の区別に関しては、ドウオーキンの「正義と権利」の該当部分を参照のこと。
- 8 サンデルの批判に対するロールズの回答といわゆる自由主義と共同体主義の論争の行方に関しては、筆者の次の論文を参照されたい。本稿第三節前半の議論はこの論文をもとにしている。  
拙稿、「ロールズの正義の概念と理性」、関西哲学会年報『アルケー』、No. 11（通巻38号）、2003年所収、115-25頁。
- 9 [ ]内は筆者が補足している。
- 10 ここで倫理的観点に対する道徳的観点の優位を認識論的観念と理解してはならない。この優位は実践理性に基づくからである(PL: 62)。それゆえ、道徳的観念を採用することは、倫理的観点からの訴えの排除を意味しない。ここでは倫理的妥当性と道徳的妥当性が区別されているに過ぎない。なお、二つの妥当性を区別する理性的人格の概念については別の機会に改めて論じる。

キーワード： 着床前診断、出生前診断、優生学、自由の権利、J. ロールズ、

**Key words:** preimplantation genetic diagnosis, prenatal diagnosis, eugenics, equal liberty, John Rawls